

月夜野訪問看護ステーションさくらんぼ
(介護予防) 訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人パテラ会が開設する月夜野訪問看護ステーションさくらんぼ(以下「ステーション」という。)が行う指定(介護予防)訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が(以下「看護師等」という。)が、(介護予防)訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護者に対し、適正な(介護予防)訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 月夜野訪問看護ステーションさくらんぼ
- 二 所在地 群馬県利根郡みなかみ町真庭377-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの看護師等の管理及び(介護予防)訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも(介護予防)訪問看護の提供に当たるものとする。
- 二 看護師等 看護職員 常勤換算方法により 2.5名以上
看護師等は、(介護予防)訪問看護の提供に当たるものとし、准看護師を除き、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 (介護予防)訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 褥創の予防・処置
- 三 リハビリテーション
- 四 ターミナルケア
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導
- 七 カテーテル等の管理
- 八 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 (介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の自

己負担割合に応じた額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う（介護予防）訪問看護に要した交通費は、次の額とする。

通常の実施地域を越えた地点から、片道1km毎に50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、利根郡、沼田市、高山村の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 当事業所は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 当事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じる。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

四 厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、（介護予防）訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理等)

第11条 ステーションは、提供した（介護予防）訪問看護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 ステーションは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施

二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三 その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、（介護予防）訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 入職時実施
- 二 継続研修 2から4回/年

- 2 ステーションは、(介護予防)訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人パテラ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。